区民委員会情報連絡

令和２年６月２９日

情報連絡事項　頁

１　交通系ＩＣキャッシュレス決済導入の６月開始の遅れについて　・・・・　２

２　マイナンバー通知カードの廃止について　・・・・・・・・・・・・・・・・　２

３　後期高齢者医療被保険者証の一斉更新について　・・・・・・・・・・・・　４

４　後期高齢者医療保険料の減免について　・・・・・・・・・・・・・・・・　６

５　新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の支給について　・・・・　７

６　令和元年度長寿健康増進事業の実施結果および令和２年度の
事業実施について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

（区　民　部）

区民委員会情報連絡一覧表

件　　名	内　　容	日時及び場所	ＰＲの方法
１　交通系ＩＣキャッシュレス決済導入の６月開始の遅れについて 所管課 【戸籍住民課】	１　理由 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、決済端末・レジスター等の納品見通しが立たないため。 ２　今後の対応 納品状況等を踏まえ、開始時期が確定した時点で改めて情報連絡する。		
２　マイナンバー通知カードの廃止について 所管課 【戸籍住民課】	１　廃止日　令和２年５月２５日 ２　今後のマイナンバー通知方法 令和２年５月２５日以降に出生等により新たにマイナンバーが付番される方には、「通知カード」に代わり「個人番号通知書」が郵送される。 ※　「個人番号通知書」はマイナンバーを通知するものであるが、マイナンバーを証明する書類としては使用できない。 ※　「個人番号通知書」は再交付できない。		あだち広報、区ホームページ、お問合せコールあだち

見本

令和２年６月１日発行
足立区長

個人番号通知書

個人番号　１２３４　５６７８　９０１２

氏　　名　番号　太郎

生年月日　平成元年１月１日

○　本通知書はあなたの個人番号(マイナンバー)をお知らせするためのものです。

○　本通知書は「マイナンバーを証明する書類」や「身分証明書」としては利用できません。「マイナンバーを証明する書類」が必要な場合には、マイナンバーカードをご提示いただくか、マイナンバー入りの住民票の写しまたは住民票記載事項証明書をご提出ください。

○　本通知書の再発行は行いません。

マイナンバーカードの申請について

○　マイナンバーカードの申請にはスマートフォンやタブレットによるオンライン申請が便利です。顔写真データをご準備のうえ、右記のQRコードを読み取ってください。

交付申請用QRコード

○　郵送によりマイナンバーカードを申請する場合には、同梱の封筒と交付申請書をご利用ください。その他の申請方法については同梱のパンフレットをご確認ください。

※　なお、マイナンバーカードを申請した場合、申請状況の問い合わせに必要なあなたの申請書IDは【1234 5678 9012 3456 7890 123】です。

○　マイナンバーカードの受け取りには本人確認が必要ですが、申請時に本人確認を行う場合には、本通知書を提示することで、手続が簡素化できる場合があります。マイナンバーカードの申請に関する詳細については、同梱のパンフレットまたはマイナンバーカード総合サイト（https://www.kojinbango-card.go.jp/）をご覧ください。

お問い合わせ先：0120-95-0178（マイナンバー総合フリーダイヤル）

平日9時30分～20時00分　土日祝9時30分～17時30分（年末年始を除く）

H012345678
工場管理用QRコード

区民委員会情報連絡一覧表

件　　名	内　　容	日時及び場所	ＰＲの方法
３　後期高齢者医療被保険者証の一斉更新について 所管課 【高齢医療・年金課】	令和２年７月３１日で、現行の被保険者証の有効期限が切れるため、一斉更新する。 記 １　更新対象者 後期高齢者医療制度の被保険者全員 約８８，０００人 ８１，９５７人（前回発送件数） ２　更新後の被保険者証の有効期限 令和２年８月１日～令和４年７月３１日 （２年間） なお、東京都後期高齢者医療広域連合の通知「新型コロナウイルス感染拡大防止のため、滞納者と納付交渉自体が難しいと考える」を受け、今回は、短期被保険者証の発行を行わない。 ３　更新後の被保険者証 カードサイズ　（５４ミリ×８６ミリ）に変更になる。更新後の被保険者証を入れるケースも同封し郵送する。 ４　郵送返戻の対応 居住確認調査、普通郵便照会、送付先変更届手続き等により未着の解消を図る。	発送 令和２年７月１３日（予定）	区広報紙 区ホームページ あだち長寿医療だより 東京都後期高齢者医療広域連合作成の広報誌（新聞折込）、ポスター

（新）

後期高齢者医療被保険者証　有効期限 令和　4年　7月31日

被保険者番号	01234567
住　所	千代田区飯田橋三丁目5番1号
氏　名	広域　花子
生年月日	昭和　5年12月30日　性別　女
資格取得年月日	平成20年　4月　1日
発効期日	平成20年　4月　1日
交付年月日	令和　2年　8月　1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号	39131234
保険者名	東京都後期高齢者医療広域連合　公印

（旧）

後期高齢者医療被保険者証

有効期限　平成32年 7月31日

交付年月日　平成30年 8月 1日

被保険者番号		0 1 2 3 4 5 6 7	
被保険者	住　所	千代田区飯田橋三丁目5番1号	
	氏　名	広域花子	女
	生年月日	昭和 5 年12月30日	
資格取得年月日		平成20年 4 月 1 日	
発効期日		平成20年 4 月 1 日	
一部負担金の割合		1 割	
保険者番号並びに保険者の名称及び印		39131234 東京都後期高齢者医療広域連合　公印	

区民委員会情報連絡一覧表

件　　名	内　　容	日時及び場所	ＰＲの方法
４　後期高齢者医療保険料の減免について 所管課 【高齢医療・年金課】	現在、東京都後期高齢者医療広域連合で後期高齢者医療保険料の減免について、要綱・申請書等を作成中である。概要について報告する。 記 １　保険料の減免の概要 （１）該当者 ア　新型コロナウイルス感染症により、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った者 イ　次のすべてに該当する世帯 （ア）新型コロナウイルス感染症の影響により、その者の属する世帯の、主たる生計維持者の令和２年中の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）が、保険、損害賠償による補てん後に、令和元年中のその収入に対して１０分の３以上減少すること （イ）令和元年中の個人住民税計算上の合計所得金額が、１０００万円以下であること （ウ）令和元年中の所得において、１人につき複数の所得がある場合、令和２年中に収入の減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の所得の合計が４００万円以下であること （２）減免の対象となる保険料 令和元年度及び令和２年度分の保険料で令和２年２月１日から令和３年３月３１日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収では特別徴収対象年金給付支払日）が到来する額 （３）減免額の割合 全額免除から２割減額まで （４）実施時期 令和２年７月１５日から実施予定		区広報紙 区ホームページ あだち長寿医療だより 東京都後期高齢者医療広域連合作成のチラシ、ポスター

区民委員会情報連絡一覧表

件　　名	内　　容	日時及び場所	ＰＲの方法
５　新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の支給について 所管課 【高齢医療・年金課】	後期高齢者医療制度における被保険者に対する傷病手当金の給付について、東京都後期高齢者医療広域連合において、条例改正と支給手続き等の報告があった。 記 １　傷病手当金の概要 （１）対象者 後期高齢者医療制度の被保険者で、給与等の支給を受ける被用者のうち、新型コロナウイルス感染症にり患等（感染又は発熱等症状により感染が疑われる場合を含む）し、隔離措置、自宅待機などのために労務ができず、給与の全部または一部を受け取ることができなかった者 （２）支給額 直近の継続した３月間の給与等収入の合計額÷就労日数×２/３×日数（り患等により労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日数） （３）対象者数 給付対象者１３０人 ※令和２年４月末給与収入者１２，９６４人の１％（東京都後期高齢者医療広域連合試算） （４）適用期間 令和２年１月１日～９月３０日 ２　支給手続 東京都後期高齢者医療広域連合への郵送申請を原則とする。 区へ相談で来庁した場合には、記載内容を確認の上、郵送用申請封筒（広域連合にて用意）をお渡しする。	施行期日 令和２年６月１日	区広報紙 区ホームページ あだち長寿医療だより 東京都後期高齢者医療広域連合ホームページ 広域連合作成の広報誌（新聞折込）

	３　条例改正等 （１）東京都後期高齢者医療広域連合 「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」令和２年４月２２日付改正 （２）足立区 申請書類の受付等の事務が発生しないため、「足立区後期高齢者医療に関する条例」の改正は行わない。		

区民委員会情報連絡一覧表

<table>
<tr><th>件　　名</th><th>内　　容</th><th>日時及び場所</th><th>ＰＲの方法</th></tr>
<tr><td>６　令和元年度長寿健康増進事業の実施結果および令和２年度の事業実施について

所管課
【高齢医療・年金課】</td><td>１　令和元年度長寿健康増進事業の実施結果について
（１）目的
　後期高齢者医療制度の被保険者が趣味や生きがいを持ち、仲間づくりを進めて心身ともに健康な状態で生活することをめざす。

（２）実施内容
　各地域学習センター指定管理者に委託して実施
ア　講座数　４３講座　　（前年度比＋１講座）
イ　募集人数７７３名　　（前年度比＋１６名）
ウ　参加人数６９８名　　（前年度比＋１７名）
エ　参加率９０．３％（前年度比＋０．３ﾎﾟｲﾝﾄ）

<table>
<tr><th>講座種別</th><th>講座数</th><th>募集人数</th><th>参加人数</th><th>参加率（%）</th></tr>
<tr><td>料理</td><td>3</td><td>４８</td><td>４４</td><td>９１．７</td></tr>
<tr><td>パソコン</td><td>2</td><td>３６</td><td>３３</td><td>９１．７</td></tr>
<tr><td>お笑い</td><td>3</td><td>８０</td><td>７８</td><td>９７．５</td></tr>
<tr><td>花</td><td>7</td><td>１１０</td><td>１１０</td><td>１００．０</td></tr>
<tr><td>趣味</td><td>１７</td><td>２９８</td><td>２３７</td><td>７９．５</td></tr>
<tr><td>体操･健康</td><td>１１</td><td>２０１</td><td>１９６</td><td>９７．５</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>４３</td><td>７７３</td><td>６９８</td><td>９０．３</td></tr>
</table>
（３）実施結果（アンケート結果等）
ア　講座を知った方法
・　あだち広報、ホームページ　　４４．８％
・　センター作成のポスター・センターチラシ、ミニコミ紙　　３７．８％
イ　性別・年代別
・　男性１７．１％（平成３０年度１２．１％）
　女性８２．９％（平成３０年度８７．９％）
・　７５歳～７９歳　４８．８％
　８０歳～８４歳　３７．１％
ウ　新規の講座参加者　３９．９％
（４）参加率が高かった事業（１００％超）６事業</td><td>令和元年
１０月１日
～令和２年
２月１４日

各地域学習センター</td><td>区広報紙
区ホームページ
センター作成のポスター、チラシ、ミニコミ紙</td></tr>
</table>

	・　体操・健康(歌って楽しく音楽脳トレ、いきいき長寿そろばんで脳トレ) ・・・・・・・・・・・・・・・２事業 ・　趣味(シニアのためのやさしい陶芸、年忘れクラシックコンサート、お正月のしめ縄アレンジメント) ・・・・・・・・・・・・・・・３事業 ・　お笑い（笑って健康！新春江北寄席２０２０） ・・・・・・・・・・・・・・・１事業 （５）参加率が低かった事業（５０％未満）２事業 ・　趣味(写真家・鈴木心カメラワークショップ　撮った日が記念日、パラスポーツメッセンジャーが語る老若男女で楽しめるサッカーと共生社会) ・・・・・・・・・・・・・・・２事業 【理由】 ・　写真家・鈴木心カメラワークショップ　撮った日が記念日 持ち物として一眼レフカメラを持参することが参加条件だったため、参加者が集まらなかった。 ・　パラスポーツメッセンジャーが語る老若男女で楽しめるサッカーと共生社会 講座のタイトルや内容が分かりにくく、思った以上に申し込みが伸びなかった。 ２　令和２年度の事業実施について 令和２年５月から７月までの事業については中止していたが、令和２年８月から以下の点に留意しながら実施していく。 （１）対象が高齢者であることを踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施(実施人数・人との間隔・マスクや消毒・換気などに注意)する。 （２）夏場に実施する場合は、コロナ対策と同時に熱中症対策にも注意する。		